

## 第三次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について

## I 計画の推進に向けた取組の進捗状況

## 第1 3R推進の取組

目 標
<p>① 一般廃棄物について、県民によるリデュース・リユース等の取組を一層促進するため、県や市町ではその取組手法やごみ減量・温室効果ガスの削減等についての情報を提供。また、県や市町が催す様々な機会を通じてこれらの情報を広く活用。</p> <p>② 産業廃棄物について、処理に伴う環境負荷の低減を促進するために、処理の状況や先進事例等の情報を整理・提供するとともに、事業者団体との定期的な情報交換等を実施。</p> <p>③ 買い物時のマイバッグ持参率を80%に増加させる。</p> <p>④ グリーン購入推進団体の会員を通じた消費者に対する普及啓発およびその活動実績の情報発信を実施。</p> <p>⑤ 市町ごみ焼却施設の更新計画にあたって、発電等熱利用施設を盛り込む。</p>
計画の推進に向けた取組
<p>①-1 3R取組を強化するため、市町等関係機関と連携して、廃棄物の減量に関する情報を温暖化対策とも関連づけて分かりやすく発信する「見える化」を進めます。この中で、特にリユース(再使用)を促進するため、先進的な事例の紹介や不要物の交換・譲渡等の機会拡大に取り組みます。</p> <p>①-2 各種リサイクル法の適正な運用を進めます。</p> <p>①-3 3R取組を強化するため、リサイクル製品の認定制度などの充実を図ります。</p> <p>② 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画書の作成への助言や計画書の公表をとおり、自主的な産業廃棄物の減量を推進します。</p> <p>③ 事業者や関係団体、市町と連携して、レジ袋をはじめとする容器包装の削減の取組を進めます。</p> <p>④ グリーン購入推進団体を支援し、県民や事業者の啓発活動等をとおしてグリーン購入の拡大を図ります。また、グリーン購入の自らの率先行動を今後とも進めます。</p> <p>⑤ 市町への情報提供や助言をとおして、一般廃棄物処理施設の熱利用の推進など3Rを促進します。</p>
これまでの実績
<p>①② 県ホームページに開設している「ごみ減量・資源化情報」ページで、廃棄物の減量に関する様々な情報を提供しました。また、「びわ湖環境ビジネスメッセ」に「ごみ減量・資源化情報」ブースを出展し、情報提供を行いました。</p> <p>①-2 平成26年10月に計35製品のリサイクル認定を行い、現在、258製品となりました。また、リサイクル認定製品の普及啓発のため、びわ湖環境ビジネスメッセに出展しました。</p>

- ①-3 県内で排出される廃棄物系バイオマスを、滋賀県リサイクル認定製品等として地域に還元させる取組で実績を上げている廃棄物処理業者に対し、その取組の奨励を行う「滋賀県廃棄物系バイオマス地域循環奨励事業」を今年度創設し、平成26年度は3件の取組を奨励しました。
- ②-2 平成26年度に多量排出事業者から提出された268件の産業廃棄物処理計画書を県のホームページで公表しました。
- ②-3 産業廃棄物の発生抑制や資源化に係る研究開発を促進するため、滋賀県産業廃棄物減量化支援事業費補助金事業を継続実施し、平成26年度は2事業者に補助を行いました。
- ③-1 平成25年2月に小売業の24事業者と県民団体および県・市町により「レジ袋削減の取組に関する協定」を締結し、マイバッグ持参率を80%以上にすることを目標に同年4月からレジ袋無料配布中止の取組を実施しています。平成27年2月末現在、27事業者がレジ袋無料配布中止の取組を、7事業者がマイバッグ持参の呼びかけ等によるレジ袋削減の取組を実施しています。また、平成26年12月末現在、マイバッグ持参率（レジ袋辞退率）は89.2%となっています。
- ③-2 県民にマイバッグ持参を啓発するため、平成25年度は県内14店舗、平成26年度は県内15店舗で「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施しました。また、平成26年度はコンビニエンスストアの店頭でも初めてキャンペーンを実施しました。
- ④ グリーン購入推進団体が平成25年10月に実施した「グリーン購入キャンペーン」に会員団体110団体が参加し、グリーン購入の実践を強化するとともに、県内の消費者に対するグリーン購入の普及啓発に取り組みました。

#### 今後の取組の方向性

- ①② 「ごみ減量・資源化情報」で提供する情報を充実させるとともに、産業廃棄物の事業者団体と情報交換を行い、3Rの取組状況や事業者が必要としている情報の把握に努めます。
- ③ 「環境にやさしい買い物キャンペーン」での消費者への啓発活動を実施するとともに、「レジ袋削減の取組に関する協定」への参加事業者の増加を目指します。
- ④ グリーン購入キャンペーンの結果を踏まえて、会員による消費者への普及啓発を更に進めていくため、グリーン購入推進団体に対する支援を行います。

## 第2 適正処理の推進の取組

1. 廃棄物処理への監視指導や事業者の優良化の取組				
<b>目 標</b>				
① 県が許可した全ての廃棄物の処理施設や処分業者への毎年度立入検査を継続して実施。				
② 電子マニフェスト利用率を50%※ にする。				
<b>計画の推進に向けた取組</b>				
①-1 県適正処理推進要綱に基づき、処理施設の設置にあたっての事前協議や立入検査を適確に実施します。また、不適正処理事案発生時には、迅速な指導や法令に基づく改善命令等の厳格な対応を行います。				
①-2 PCB特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管事業者に対して適正保管の指導を行うとともに、日本環境安全事業㈱（平成26年12月24日より「中間貯蔵・環境安全事業（株）」に名称変更）による無害化処理が円滑に進むように、関係者への情報の周知を図ります。				
①-3 排出事業者や処理業者の優良化を進めるため、廃棄物処理法の周知徹底や電子マニフェストの普及を図る講習会等を開催します。				
<b>これまでの実績</b>				
①-1 産業廃棄物処理施設（許可対象300施設）の全てを対象に立入検査を行いました。このうち焼却施設および最終処分場について、排ガスや排出水等の検査を行ったところ、焼却施設のうち1施設において、排出ガス中のダイオキシン類濃度が基準値を超過したことから、施設の改善および使用の停止を命じました。				
①-2 PCB廃棄物（トランス、コンデンサ、安定器等）の保管事業者（655事業者：平成24年度末）に対して保管状況の立入検査等を実施しました。				
①-3 優良産業廃棄物処理業者として、収集運搬業者84事業者、処分業者3事業者を認定しています。（平成27年2月現在）				
② 関係機関への情報提供や講習会等を通じて、簡易な操作で事務の効率化と確実な法令遵守が図れるという電子マニフェストのメリットの普及啓発を進めており、表1のとおり普及率は徐々に上昇しています。				
<b>表1 マニフェスト交付状況と電子マニフェスト普及率</b>				
年度	マニフェスト交付状況			電子マニフェストの利用率
	紙	電子	合計	
H20	271,135	49,956	321,091	15.6
H21	300,823	94,927	395,750	24
H22	279,443	105,738	385,181	27.5
H23	266,355	129,112	395,467	32.6
H24	203,479	121,252	324,731	37.3
H25	208,342	132,274	340,616	38.8
<b>今後の取組の方向性</b>				
①-1 毎年度、立入検査方針を策定するとともに、これまでの不適正事例等を踏まえて実態に即した重点検査事項を設定し、効果的・実効的な立入検査を行います。				
①-2 PCB廃棄物の処理に係る情報を保管事業者に提供し、円滑な処理の推進に努めます。				
② 引き続き、普及促進セミナーを実施するなど関係機関への啓発を行って、電子マニフェスト利用率の向上に努めます。				

## 2. 適正処理の体制確保に向けた取組

### (1) 一般廃棄物の適正な処理を確保するための体制等

#### 計画の推進に向けた取組

- ① 焼却施設における発電等の熱利用施設の導入その他処理の効率化に向け、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」に基づく広域的な処理体制の整備に向けた情報提供や助言を行い、必要に応じて市町間の調整に努めます。
- ② ごみ処理事業が社会経済的に効率的な事業となるよう、国が作成した「廃棄物会計基準」に関する情報提供や助言を行います。
- ③ 処理施設等の整備にあたって、「循環型社会形成推進地域計画」（「地域計画」）の策定に関する助言を行います。
- ④ 県内から発生する一般廃棄物を適正に最終処分するために、今後とも、関係府県や市町との連携・協力のもとに大阪湾フェニックス事業を推進します。
- ⑤ 生活排水の適正処理を図るために、引き続き、県汚水処理施設整備構想による計画的な下水道や浄化槽の施設整備を進めます。

#### これまでの実績

- ③ 平成25年度は6地域、平成26年度は6地域で策定されている地域計画の新規作成、時点修正および変更等に対して助言を行いました。
- ④ 大阪湾フェニックス事業の現行計画は平成39年度までとなっていることから、次期計画を検討するため、関係府県と市町で構成する大阪湾広域処理場整備促進協議会と大阪湾広域臨海環境整備センターが協力して進めています。
- ⑤ 平成23年3月に改正した『滋賀県汚水処理施設整備構想2010』に基づき、下水道や浄化槽の施設整備を進めています。

表2 生活排水処理率（平成26年3月31日現在）

事業種別	生活排水 処理人口	生活排水処理率 H26.3.31	生活排水処理率 H25.3.31	差
下 水 道	1,145,416	80.7%	79.7%	1.0%
農業集落排水施設	98,461	6.9%	7.1%	△0.2%
合併処理浄化槽	78,409	5.5%	6.4%	△0.9%
林業集落排水施設	38	0.0%	0.0%	0.0%
合 計	1,322,324	93.2%	93.2%	0.0%

表3 汚水処理人口普及率の現状と目標

事業種別	平成25年度		平成32年度(目標年度)	
	処理人口	汚水処理 人口普及率	処理人口	汚水処理 人口普及率
下 水 道	1,247,022	87.9%	1,276,575	91.8%
農業集落排水施設	102,340	7.2%	75,758	5.5%
合併処理浄化槽	43,754	3.1%	37,819	2.7%
林業集落排水施設等	45	0.0%	48	0.0%
合 計	1,393,161	98.2%	1,390,200	100.0%

#### 今後の取組の方向性

- ⑤ 生活排水処理率100%を達成するため、『滋賀県汚水処理施設整備構想2010』に基づき、今後も地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を広域的な観点から選択し、施設整備を進めていきます。

## (2) 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

### 計画の推進に向けた取組

- ① 排出事業者や処理業者において、安全で信頼性の高い処理施設の整備が進められるよう、廃棄物処理法の適確な施行を図るとともに、県適正処理推進要綱に基づき適切な指導を行います。
- ② 公共関与により最終処分事業の計画を進めてきた大阪湾広域臨海環境整備センターの大阪湾フェニックス事業および(公財)滋賀県環境事業公社のクリーンセンター滋賀について、適切な運営が図れるよう関与していきます。

### これまでの実績

- ① 処理業者等から申請があった産業廃棄物処理施設等の設置計画について、平成25年度13件の厳格な審査を行いました。
- ② 県では、大阪湾フェニックス事業の管理委員会委員、理事等の役職につき、運営に関与しています。
- ② (公財)滋賀県環境事業公社が平成20年10月に開業したクリーンセンター滋賀は、産業廃棄物の処分量が開業当初は計画の1/3程度しか見込めなかったことから、平成24年3月に『中期経営計画』(計画年度：平成24～28年度)を策定し、経営改善に取り組んできました。  
市場の動向を踏まえた料金改定や営業活動により徐々に施設の認知度が高まり、処分量は平成23年2月から大幅に増加しましたが、残余容量が逼迫したため、平成24年度～25年度に拡張工事を実施しこの間受入制限を行ったことから、平成23年度の実績を下回っています。

表4 クリーンセンター滋賀の実績

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
処分量(トン)	25,191	20,238	35,275	50,251	30,161	32,309
処分料金収入(千円)	280,421	282,859	451,728	614,544	411,783	512,487

注)平成20年10月30日に開業したため、平成20年度の営業期間は5ヶ月である。

### 今後の取組の方向性

- ① 廃棄物処理法の規則改正や全国的な不適正処理事例等の情報について、情報収集、意見交換を行う等により、産業廃棄物処理施設整備に対する審査・指導能力のさらなる向上に努めます。
- ② (公財)滋賀県環境事業公社の運営については、県の第四次滋賀県廃棄物処理計画において、公的関与による産業廃棄物最終処分場の将来的なあり方の方向性を示し、これを踏まえ新たに策定する『次期中期経営計画』(平成29年度～)に基づいた経営管理を行っていきます。

### (3) 災害廃棄物

#### 計画の推進に向けた取組

- ① 市町の災害廃棄物処理計画の策定に対して助言を行います。
- ② 災害時における市町間等の迅速かつ円滑な相互協力を図るため、情報の共有や協議の場を設けるなど広域的な連携体制の充実に努めます。
- ③ 廃棄物を処理する事業者の団体との救援協定の締結を推進します。

#### これまでの実績

- ①② 東日本大震災を教訓として、大規模な災害が発生した場合に関係機関との連絡体制の確立、市町からの情報収集や広域支援要請の把握など、滋賀県職員が災害廃棄物の広域処理調整を行う際に必要な業務を整理した「災害廃棄物広域処理調整マニュアル」を平成25年3月に策定しました。  
また、併せて市町の基本的な調整業務をまとめた「市町災害廃棄物広域処理調整モデルマニュアル」も策定しました。
- ② 平成26年度より、都道府県域を超える広域的な対応が必要となる巨大災害への備えとして、近畿地方環境事務所が主催する「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」に参画し、災害廃棄物に係る対策スキームについて協議しています。
- ③ 平成25年8月に、滋賀県内に災害が発生した場合に、災害廃棄物を速やかに撤去し、被災地の早期復旧と生活環境の保全を図ることを目的として、滋賀県と一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会との間で「災害における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しました。

#### 今後の取組の方向性

- ② 平成24年度に策定した災害廃棄物の広域処理に係る調整マニュアルに基づき、具体的な連絡・協力体制などを充実させるため、市町および一部事務組合と連携して検討を進めます。

### 3. 産業廃棄物の不法投棄等の撲滅に向けた取組

#### 目 標

- ① 産業廃棄物の不法投棄等の撲滅を目指し、発生年度内における解決率80%以上を継続する。

※ 平成21年度；80.3%

#### 計画の推進に向けた取組

- ①-1 警察、市町等の関係機関や近隣府縣市との連携を強化し、効果的な監視取締活動による未然防止対策の強化を図ります。
- ①-2 早期発見・早期対応による問題解決を図るために、不法投棄等発生時に迅速な現地調査と行政指導を行い、必要に応じて行政処分、告発等厳正な対応を行います。
- ①-3 地域住民等と協働による原状回復事業の実施や監視・通報体制の確立により、不法投棄等をさせない地域づくりを推進します。

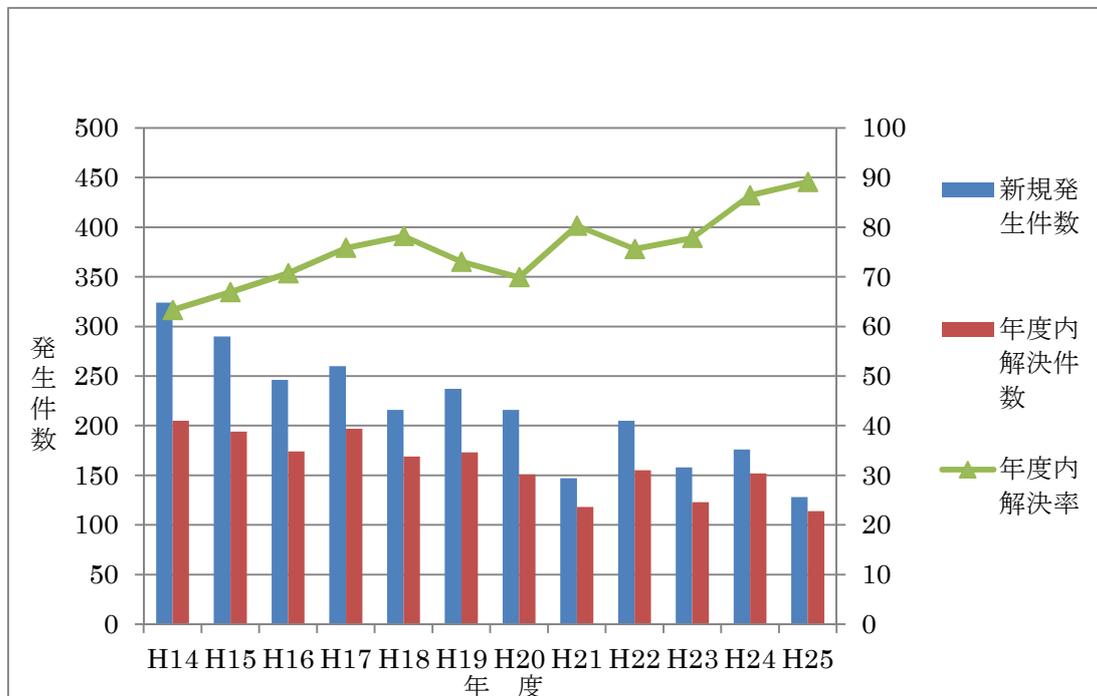
#### これまでの実績

- ① 平成25年度の年度内解決率は、前年度よりも2.7ポイント上昇し89.1%となり、目標とする80%を超え改善の傾向にあります。

表5 産業廃棄物不法投棄等の新規発生件数と年度内解決率の推移(大津市を含む)

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
新規発生件数	324	290	246	260	216	237	216	147	205	158	176	128
年度内解決件数	205	194	174	197	169	173	151	118	155	123	152	114
年度内解決率	63.3	66.9	70.7	75.8	78.2	73.0	69.9	80.3	75.6	77.8	86.4	89.1

図1 産業廃棄物不法投棄等の発生件数と年度内解決率の推移



#### 今後の取組の方向性

- ① 産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数は、平成10年代前半と比較すると減少傾向ですが、根絶には至っていない状況であり、計画の推進に向けた取組に掲げる不法投棄の防止対策等を引き続き着実に実施することにより、解決率向上に取り組み目標達成に努めます。

#### 4. 散在性ごみ対策

##### 目 標

① 定点観測による散在性ごみ個数を平成22年度の値から10%削減\*する。 ※平成22年度；14個

##### 計画の推進に向けた取組

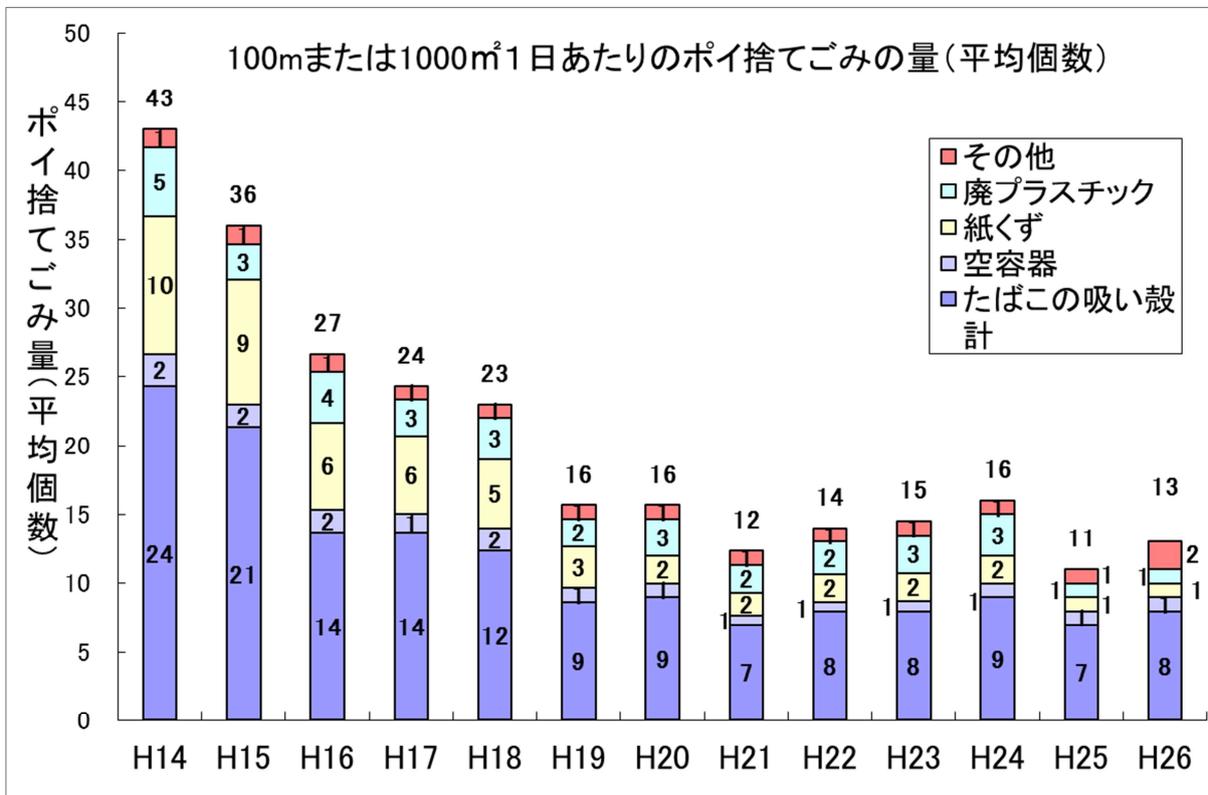
- ①-1 「環境美化の日」の活動をはじめとする県民運動を更に推進します。
- ②-2 「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」の周知を図るとともに、市町における条例制定や不法投棄監視体制の強化を支援します。

##### これまでの実績

① 美しい環境に恵まれた住みよい郷土づくりを進めるため、県民、企業、団体、県および市町が一体となって、県内全域を対象に一斉清掃を実施している。

定点観測地点における1日あたりのポイ捨てごみの量は、平成19年度以降、横這い傾向にある。

図2 定点観測地点（県下38カ所）における1日あたりのポイ捨てごみの量



##### 今後の取組の方向性

① 定点観測地点における1日あたりのポイ捨てごみの量は、平成14年度と比較すると近年は約7割減少しているものの、下げ止まっている。

目標を達成するため、引き続き、啓発活動や環境美化の日を中心に県民や企業・団体のみならず等のご協力により環境美化活動に取り組んでいきます。

## II 計画の推進に向けた取組の進捗状況

### (1) 減量の目標

項 目		計画前の実績		実績		実績 (速報値)	目標値	達成状況
		H20	H22	H23	H24	H25	H27	
一般廃棄物								
1人1日あたりの排出量	g	938	896	887	876	880	910	達成
1人1日あたりの最終処分量	g	110	102	97.9	96.8	96.5	95	未達成
産業廃棄物								
最終処分量	万t	11	9	9	8.5	6.5	10	達成

### (2) 廃棄物の排出および処理の状況

項 目		単 位	計画前の実績		実績		実績 (速報値)	H27 見込値
			H20	H22	H23	H24	H25	
一般廃棄物	総排出量	万t	47.5	45.5	45.4	45.4	45.7	46.3
	総資源化量	万t	9.4	8.7	8.6	8.6	8.7	11.5
	再生利用率	%	19.8	19.0	18.8	19.0	19.1	25.0
	最終処分量	万t	5.6	5.2	5.0	5.0	5.0	4.8
	資源化されない量	万t	31.6	30.3	30.4	30.5	30.5	28.8
産業廃棄物	総排出量	万t	389	360	376	358	367	394
	発生量	万t	226	199	212	199	203	231
	再生利用量	万t	179	159	174	172	182	181
	再生利用率	%	46.0	44.1	46.0	48.0	49.0	46.0
	有効利用率	%	89.4	89.0	90.0	90.0	92.0	88.0
	資源化されない量	万t	24	22	21	19	16	27